

奈良市地球温暖化対策地域協議会会則

[名称]

第1条 この会の名称は、「奈良市地球温暖化対策地域協議会」（通称「ならエコ・エコの和」あるいはNEW）（以下「本会」という。）とする。

[目的]

第2条 本会は、地域住民、市民団体、事業者、行政等の幅広い連携・協働の場を作り、協議し、計画・実施することにより、地球温暖化対策等の活動を推進し、持続可能な社会をめざす。

[事業等]

第3条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 地球温暖化対策等に関する情報の収集・分析・発信
- 2) 市民、事業者等の啓発、および温暖化対策についての助言、情報提供
- 3) その他、本会の目的達成に必要な事業
- 4) 他の団体などとの協働活動

[会員]

第4条 本会の会員は、目的に賛同する奈良市および近隣地域の住民・団体、事業者、行政、学識経験者等をもって構成する。

[役員]

第5条 本会に次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
 - 2) 副会長 2名
 - 3) 会計 1名
 - 4) 幹事 若干名（会長、副会長、会計を含む。）
 - 5) 会計監査 2名
- 2 会長は、本会を代表し業務を統括する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。
 - 4 会計は、本会の会計を管理する。
 - 5 幹事は、本会の運営に当たる。
 - 6 会計監査は、本会の会計事務を監査する。

[役員任期・報酬]

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は無報酬とする。

[役員選出]

第7条 本会の役員は、会員の互選により総会において選出する。

- 2 会長、副会長、会計については、役員を選出後、幹事の互選により総会において承認を得る。

[会の組織]

第8条 本会の運営のために、総会と幹事会を置く。

[総会]

第9条 総会は会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、毎事業年度ごとに1回開催する。
- 3 総会は、2分の1以上の会員の出席（委任状を含む。）で成立する。
- 4 総会の議事は出席会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 やむを得ない事情のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 6 必要に応じて、臨時総会を開催できる。

[総会の議決事項]

第10条 総会は次に掲げる事項について議決する。

- 1) 会則の制定または改廃に関すること。
- 2) 役員を選出に関すること。
- 3) 予算及び決算に関すること。
- 4) 事業計画及び事業報告に関すること。
- 5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関すること。

[幹事会]

第11条 幹事会は、総会に次ぐ意思決定機関とし、第3条に定めた事業の運営と執行に当たる。

- 2 必要に応じ随時開催する。

[会の運営費]

第12条 会の運営は、会員の年会費とその他の収入をもってこれに充てる。

[会員および会費]

第13条 会員として、個人会員、団体会員、賛助会員、特別会員をもうける。

- 2 年会費の額を下記の通りとする。
 - 個人会員 年 2,000円（学生は無料）
 - 団体会員 年 10,000円（市民団体に限り半額）
 - 賛助会員 随意
 - 特別会員 不要
- 3 賛助会員は、総会における議案の議決権を有しない。
- 4 特別会員は、古都奈良の象徴でもある歴史的・文化的・学術的団体であって、幹事会の推挙に応じた団体とする。

[会計年度]

第14条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

[入会]

第15条 本会に入会を希望する者は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

[会員の資格の喪失]

第16条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1) 退会届の提出をしたとき。
- 2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- 3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

[事務局]

第17条 本会の事務を処理するため、事務局を奈良市環境部環境政策課に置く。

[解散]

第18条 本会は、総会で会員総数の4分の3以上の承認を得た決議により解散する。

[その他]

第19条 本会則に定めるものの他、本会に関して必要な事項は、幹事会に諮り、総会で議決する。

付 則

本会則は、平成20年10月26日から施行する。

付 則（平成22年10月23日改正第1号）

本会則は、平成22年10月23日から施行する。

付 則（平成22年10月23日改正第2号）

本会則は、平成22年10月23日から施行する。

付 則（平成23年5月21日改正）

本会則は、平成23年5月21日から施行する。

付 則（平成24年5月19日改正）

本会則は、平成24年5月19日から施行する。

付 則（平成28年5月27日改正）

本会則は、平成28年5月27日から施行する。

付 則（令和3年5月26日改正）

本会則は、令和3年5月26日から施行する。

付 則（令和5年5月24日改正）

本会則は、令和5年5月24日から施行する。